

2011年7月1日始期以降契約用

海外旅行総合保険(海外旅行保険、個人包括賠償責任保険)をご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では海外旅行総合保険(海外旅行保険、個人包括賠償責任保険)契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

ご契約の内容は、保険の種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券と共にお届けします。事前に必要な場合は、取扱代理店または当社までお申出ください。

保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご契約後にお届けする保険証券とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約等でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が海外旅行中に事故によりケガをされた場合や病気になられた場合に**保険金**をお支払いします。海外に永住される方や帰国予定のない方のお引受けはできませんのでご注意ください。海外旅行保険に、オプションで**個人包括賠償責任保険**をセットすることができます。

(注) 個人包括賠償責任保険(CPL保険)は、**保険金額**5,000万円以上の賠償責任危険補償特約がセットされている海外旅行保険などの**第一次保険**の支払限度額を超えた損害があった場合に保険金をお支払いするものです。第一次保険とは、個人包括賠償責任保険(CPL保険)で支払われるべき**人身障害**または**財物損壊**の全部または一部について保険金が支払われる他の保険契約をいい、保険証券の第一次保険欄に記載されたものをいいます。個人包括賠償責任保険(CPL保険)をご契約の際は、この第一次保険の加入が必須となります。

被保険者の範囲およびファミリープランの被保険者としてのご家族の範囲は次のとおりとなります。

海外旅行保険		個人包括賠償責任保険(CPL保険)
個人プラン	保険申込書の「被保険者」欄に記載の方。(以下「 記名被保険者 」といいます。)	被保険者の範囲 ① 記名被保険者(ファミリープランの場合は本人。以下同様とします。)、記名被保険者の配偶者 ② ①と生計を共にする同居の親族 ③ ①と生計を共にする別居の未婚の子 (※)上記の家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。
被保険者の範囲 (ファミリープラン) (家族旅行特約セット)	本人(保険申込書の「被保険者ご本人」欄に記載の方。以下「 本人 」といいます。) および保険申込書の「被保険者ご家族」欄に記載の方。 被保険者としてのご家族の範囲は、本人および本人と一緒に旅行される次の方になります。 ① 本人の配偶者 (※)新婚旅行後に婚姻の届出を予定している方を含みます。 ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の 親族 ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の 未婚の子 (※)上記の家族構成は、保険契約締結時のものをいいます。保険契約締結時に本人以外の被保険者が上記①～③に該当しなかった場合には、お支払いする保険金が削減されることがあります。	

(2) 補償内容

主な保険金について、保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです(その他の保険金は**【その他のご説明】**の「6. 主な保険金・特約一覧」(8～11ページ)に記載しています。)。また保険金の種類は複数のパターンで組み合わせることが可能です。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

① 保険金をお支払いする主な場合(主な支払事由)と保険金のお支払額(海外旅行保険)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害死亡保険金	責任期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を、死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合で、同じケガにより死亡されたときは、傷害死亡保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。

傷害後遺障害保険金	責任期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に 後遺障害 が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。 (注1) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における 医師の診断 に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。
治療・救済費用保険金(注)	<p><治療費用に関するもの></p> <p>(1) 責任期間中の事故によるケガのため医師の治療(義手、義足の修理を含みます。)を受けられた場合</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り。)」により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始された場合</p> <p>② 責任期間中に感染した所定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始された場合</p> <p><救済費用に関するもの></p> <p>(3) 被保険者が次のいずれかに該当したことに伴い、費用が発生した場合</p> <p>① 次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任期間中の事故によるケガまたは自殺行為のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 責任期間中に病気により死亡された場合 責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつ、その後引き続き医師の治療を受けていたことを要します。) <p>② 責任期間中の事故によるケガまたは責任期間中に発病した病気により、続けて3日以上入院された場合(病気の発生、責任期間中に医師の治療を開始していたときに限ります。)</p> <p>③ 責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難された場合</p>	<p>1回の事由の発生につき治療・救済費用保険金額を差として、次の費用で社会通念上必要な金額をお支払いします。</p> <p><治療費用に関するもの>(左記(1)または(2)の場合)</p> <p>被保険者が現実に支出した次の費用の額。ただし、左記(1)の場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用、左記(2)の場合は、医師の治療を開始した日からの日を含めて180日以内に要した費用に限り。また、</p> <p>ア. 診療関係、入院関係の費用 イ. 義手、義足の修理費用 ウ. 治療のための通訳雇入費用 エ. 保険金の請求のために必要な医師の診断書費用 オ. 法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された(またはその疑いがある)場所の消毒を命じられた場合の消毒費 カ. 入院により必要となった次の費用(1回の事故または病気につき合計して20万円限度)</p> <p>A. 国際電話料等通信費 B. 身の回り品購入費(5万円限度)</p> <p>キ. 医師の治療を受けた結果、当初の旅行行程を離脱された場合の旅行行程復帰費用または帰国費用 ク. 救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 ケ. 病院・診療所に専門医師がいなかったり、その病院・診療所での治療が困難なことから、他の病院・診療所へ移転するための費用 など</p> <p><日本国外における治療の場合にご注意ください。></p> <p>カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療のために支出した費用については、医師の助言・指示の有無にかかわらず保険金をお支払いしません。</p> <p><日本国内における治療の場合にご注意ください。></p> <p>柔道整復師(接骨院・整骨院等)による治療の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。</p> <p><救済費用に関するもの>(左記(3)の場合)</p> <p>保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した次の費用の額。その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>ア. 捜索救助費用</p>

④ 責任期間中の事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等により確認された場合(ただし、被保険者の生死の判断後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。)

<疾病に関する応急治療・救済費用補償特約をセットされた場合のみ適用>

(4) <治療費用に関するもの>
海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気^(※1)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化^(※2)により医師の治療を受けられた場合

<救済費用に関するもの>
海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気^(※1)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化^(※2)により3日以上続けて入院された場合

- (※1) 妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。
- (※2) 海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

<緊急歯科治療費用補償特約をセットされた場合のみ適用>

(5) 責任期間中に生じた歯科疾病症状^(※)の急激な発症・悪化により責任期間中に歯科医師による**緊急歯科治療**を開始された場合
(※) 装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常により飲食に支障が生じる状態を含みます。

イ. 被保険者の捜索、看護または事故処理のための親族等の現地への航空運賃等交通費(往復運賃、救済者3名分まで)

ウ. 親族等の現地および現地までの行程での**宿泊施設**の客室料(救済者3名分かつ1名につき14日分まで)

エ. 治療を継続中の被保険者を現地から移送する費用(ただし、前記<治療費用に関するもの>で支払われるべき費用については控除します。)

オ. 火葬等の遺体の処理費用(100万円限度)

カ. 遺体の移送費用

キ. 諸雑費(渡航手続費および現地において支出した交通費、被保険者の入院・救済に必要な身の回り品購入費、通信費等)(20万円限度)^(※)

(※) 前記<治療費用に関するもの>で支払われるべき費用については控除します。

<家族旅行特約をセットされた場合のお取扱い>

◆上記キの費用については被災者1名につき40万円が限度となります。

◆次の費用もお支払いの対象となります。

- ・付添者(被災者以外の被保険者をいいます。)*が、旅行行程に復帰または直接帰国するための航空運賃等の交通費
- ・付添者が、旅行行程に復帰または直接帰国するまでの宿泊施設の客室料(14日分まで)

<疾病に関する応急治療・救済費用補償特約をセットされた場合>

前記保険金のお支払額の<治療費用に関するもの>、<救済費用に関するもの>のうち、医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)に帰着するまでに要した費用であり、社会通念上妥当と認められ、かつ同等の病気に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。保険金のお支払額は、1回の病気につき合計で300万円が限度となります。ただし、治療・救済費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救済費用保険金額が限度となります。

<緊急歯科治療費用補償特約をセットされた場合>

現実にお支払いした次の費用で社会通念上妥当な額に50%(縮小割合)を乗じた額をお支払いします。ただし、緊急歯科治療を開始した日からその日を含めて7日以内に要した費用に限り、

ア. 診療関係、入院関係の費用

イ. 保険金の請求のために必要な歯科医師の診断書費用

(注) 緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供または貴金属の使用を含む治療、ブリッジ等の永続的・定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予測されていた治療等に要した費用については保険金をお支払いしません。

(注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、契約の可否をご確認いただいたうえでご契約ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
主な場合については、**注意喚起情報のご説明**の「4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等」(4~5ページ)をご参照ください。

(3) セットできる主な特約および概要

セットできる主な特約は**その他のご説明**の「6. 主な保険金・特約一覧」(8~11ページ)をご参照ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。なお家族旅行特約をセットしている場合は、被保険者の範囲を「1.(1)商品の仕組み」の表中、ファミリープランに記載の方とします。

(4) 保険期間

この保険の**保険期間**は、2年以内で旅行期間に合わせて設定してください。この保険は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居にお帰りになるまで^(注)を補償するものです。保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了しますのでご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(注) セットされる特約にこれと異なる期間が記載されているときはその期間となります。

(5) 引受条件

- ・ご契約の引受範囲および引受範囲外については**注意喚起情報のご説明**の「2.(2)契約締結後における注意事項(通知義務等)」<ご契約の引受範囲>、<ご契約の引受範囲外>(3ページ)をご参照ください。
- ・ご契約いただく保険金額については、次の①②にご注意ください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

① 保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご通知おきください。

② 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、それぞれ「同種の危険を補償する**他の保険契約等**」^{*}と通算して、被保険者1名につき1,000万円^{**2}が上限となりますのでご注意ください。

● **始期日**時点で被保険者が満15才未満の場合

● 保険契約者と被保険者(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者の同意(署名)が当社所定の書面にないとき

※1 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、海外旅行保険・傷害保険・傷害疾病保険・共済契約等を含みます。

※2 当社所定の要件を満たす場合は、3,000万円が上限となる場合があります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容・年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料は、ご契約と同時に全額を払込みください。また、当社の指定するクレジットカードによる払込方式などもあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、**解約返れい金**を返還させていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「7. 解約と解約返れい金」(5ページ)をご参照ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)
【受付時間】 平日 9:00~20:00
 土日・祝日 9:00~17:00
 (年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は
取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上ライン」
0120-365-240 (無料・日本語受付)
海外からは 81-3-3497-0915 へ
コレクトコールでおかけください。

指定紛争解決機関
当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
(社)日本損害保険協会 **そんぽADRセンター** **【受付時間】 平日 9:15~17:00**
詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
0570-022-808 (ナビダイヤル(有料)) (<http://www.sonpo.or.jp/>)

注意喚起情報のご説明

ご契約に際して**保険契約者**にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。

ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は**普通保険約款・特約**等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

(1) クーリングオフ

「保険契約者が個人」で、かつ「**保険期間**が1年超」の場合には、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「**クーリングオフ**」といいます。)を行うことができます。ただし、次のご契約はクーリングオフはできませんので、ご注意ください。長期にわたるご契約の場合、お申込みに際しましては、十分にご検討いただきますようお願いいたします。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 「通信販売特約」に基づき申し込まれたご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約

(2) お申し出いただける期間

ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。

(注) 既に**保険金**をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申出をされた場合は、そのクーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

(3) お申出の方法

上記期限内(8日以内の消印有効)に当社(お客さまデスク)クーリングオフ係)宛に必ず郵送にて行ってください。

(注) 取扱代理店・仲立人ではクーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

(4) クーリングオフの場合の保険料の返還

クーリングオフの場合には、既に払込みいただいた**保険料**はお返しいたします。また、当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、前記(2)のとおり、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、**始期日**(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

〈ハガキの記載内容〉

表面 [宛先]

〒104-8262
東京都中央区新川2-27-2
三井住友海上火災保険株式会社
お客さまデスク
クーリングオフ 係

裏面 [記載事項]

① 保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出
② 保険契約者住所
③ 保険契約者氏名・押印
④ 電話番号
⑤ 契約申込日
⑥ 申し込まれた保険の種類
⑦ 証券番号(保険申込書控の右上に記載)または領収証番号
⑧ 取扱代理店名・仲立人名

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項(告知義務-保険申込書の記載上の注意事項)

特にご注意ください

保険契約者、**被保険者**には、ご契約時に**危険**に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(**告知義務**)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)

保険申込書に記載された内容のうち、**※印**がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または**重大な過失**によって事実と異なっている場合、または**事実**を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがありますので、**保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。**

「**海外旅行保険**」のご契約では次の事項について十分ご注意ください。

① 被保険者の「生年月日」

治療・救済費用補償特約、傷害治療費用補償特約、疾病治療費用補償特約、救援者費用等補償特約をセットしている契約に限りです。

② 被保険者の「職業・職務」

③ **他の保険契約等**に関する情報(同種の危険を補償する他の保険契約等で、海外旅行保険、傷害保険、傷害疾病保険、共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。)

④ 旅行行程(旅行先)

条件付戦争危険補償特約(A)、条件付戦争危険補償特約(B)、家族総合賠償責任危険補償特約をセットしている契約に限りです。

⑤ 国名

条件付戦争危険補償特約(A)、条件付戦争危険補償特約(B)をセットしている契約に限りです。

(2) 契約締結後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご契約後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

① 旅行先で従事する職業・職務を変更した場合

② 新たに旅行先で職業に就いた場合

③ 旅行先で従事する職業・職務をやめた場合

④ 旅行行程(旅行経路、旅行先)が変更となった場合

(条件付戦争危険補償特約(A)、条件付戦争危険補償特約(B)、家族総合賠償責任危険補償特約をセットしている契約に限りです。)

また、①②のいずれかにおいて、下記<ご契約の引受範囲外>に該当したときは、ご契約を解約していただくか、当社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>

下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3) その他の注意事項

特にご注意ください

・ 同種の危険を補償する他の保険契約等^(注)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、保険申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記載ください。

(注) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、海外旅行保険・傷害保険・傷害疾病保険、共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

・ 被保険者が以下の項目に該当する場合には、保険申込書の旅行内容欄にその内容を必ずご記入ください。

① 旅行中に、ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗、スカイダイビング等の危険な運動をされる場合

② 現在、病気にかかっている場合

・ 保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・ 死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が 無効 となります。 また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・ 普通保険約款・特約に定めております。

- ご契約後保険契約者の住所などを変更される場合も、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- 旅行日程が変更(延長)となる場合で保険期間の延長をご希望のときには、ご家族など日本にいらっしゃる代理の方に、ご契約された代理店または当社にて延長のお手続きを行うように依頼してください。延長のお手続きは海外ではできません。なお、「延長後の保険期間」が「当初の保険期間」の2倍以上となる延長や、現在ご契約いただいている保険期間が6か月以上のご契約の延長等はできない場合があります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

当初の保険期間：当初の始期日から当初の満期日まで
延長後の保険期間：当初の始期日から延長後の満期日まで

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約しなければなりません。
 - この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
 - 当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が当社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等が必要となります。
- (注)保険契約
その被保険者にかかわる部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が旅行行程を開始する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません(セットされる特約にこれと異なる取扱いが記載されている場合を除きます)。保険料は、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または当社が保険料を徴収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

(注)個人包括賠償責任保険(CPL保険)は、日本国外で生じた損害のみ補償の対象となります。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合(海外旅行保険)

特にご注意ください

この保険では、次のいずれかに該当するケガ・病気等に対しては保険金をお支払いしません。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

海外旅行保険	<p>傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失によるケガ ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用して自動車等を運転している間の事故によるケガ ● 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争・その他の変乱によるケガ(テロ行為によるケガは、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
--------	--

海外旅行保険

- 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故によるケガ
 - 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群、腰痛、その他の症状を訴えている場合にそれを裏付ける医学的他覚所見のないもの<傷害後遺障害保険金>
 - 乗用具によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)
 - 別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ^(※1)
 - 危険な職業に従事中のケガ^(※2) など
- (※1) 所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。運動の種類区分については、保険申込書にてご確認ください。なお、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減されることがあります。
- (※2) 所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。なお、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金をお支払いできないことがあります。

治療・救援費用保険金

- 次の原因により生じた費用
 - ・ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失^(※1)
 - ・ 自殺行為^(※2)、犯罪行為または闘争行為
 - ・ 無資格運転・酒酔い運転^(※2)または麻薬等を使用して自動車等を運転している間の事故
 - ・ 外科的手術その他の医療処置(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガまたは病気」の治療によるものである場合には保険金をお支払いします。)
 - ・ 妊娠・出産・早産・流産による病気または歯科疾病による治療・入院
 - ・ 戦争・その他の変乱(テロ行為によるケガ・病気等は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。)
 - ・ 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故
 - ・ 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群、腰痛、その他の症状を訴えている場合にそれを裏付ける医学的他覚所見のないもの
 - ・ 乗用具によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)
 - ・ ケガ^(※3)
 - ・ 別記の「補償対象外となる運動」を行っている間の事故^{(※2)(注1)}
 - ・ 危険な職業に従事中の事故^(注2) など
- (※1) 契約概要のご説明の「1.(2)①保険金をお支払いする主な場合(主な支払事由)と保険金のお支払額(1~2ページ)の「治療・救援費用保険金」の「保険金をお支払いする場合」(以下「お支払いする場合」といいます。)(3)については、自殺行為により死亡された場合には保険金をお支払いします。
- (※2) 「お支払いする場合」(3)については、死亡された場合には保険金をお支払いします。
- (※3) 「お支払いする場合」(1)の場合に限ります。
- (注1) 所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。運動の種類区分については、保険申込書にてご確認ください。なお、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減されることがあります。
- (注2) 所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。なお、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金をお支払いできないことがあります。

疾病に関する応急治療・救援費用補償特約をセットされた場合

- 治療・救援費用保険金の保険金をお支払いしない主な場合に該当する場合
- その病気の治療の開始が責任期間終了後である場合
- 被保険者の旅行目的が、その病気の治療または症状の緩和を目的とするものである場合
- 責任期間開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
- 責任期間開始前における医師の処置または処方もしくは健康上の理由により、旅行行程中も継続して支出することが予定されていた次に掲げる費用。ただし、責任期間中に新たに医師の処置または処方より必要となった費用については保険金をお支払いします。

	<ul style="list-style-type: none"> 透析、人工呼吸器、人工開口部、義手義足等の外部プロステーシス(補てつ物)、人工心臓弁、心臓電子器具(ペースメーカー)、人工肛門、車椅子その他の器具、挿入物、移植片またはプロステーシス(補てつ物)の継続的な使用に関わる費用 インスリン注射その他の薬剤の継続的な使用に関わる費用 ●温泉療法その他の薬治、熱気浴等の理学的療法の費用 ●あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ●運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用 ●臓器移植等に関わる費用および日本国外における臓器移植等と同様の手術等に関わる費用 ●眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ●毛髪移植、美容上の理由による形成手術その他の健康状態改善以外を目的とする処置に関わる費用 ●不妊治療その他の妊娠促進管理に関わる費用
緊急歯科治療費用補償特約をセットされた場合	<ul style="list-style-type: none"> ●治療・救済費用保険金の保険金をお支払いしない主な場合(歯科疾病を除きます。)に該当する場合 ●義歯、歯科矯正装置の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、欠陥による緊急歯科疾病 ●義歯、歯科矯正装置のキズ・塗料のはがれ等の外観上の損害による緊急歯科疾病 ●ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為による緊急歯科疾病

補償対象外となる運動	
山岳登山 ^(注1) 、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機 ^(注2) 操縦 ^(注3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗	その他これらに類する危険な運動
(注1) 山岳登山 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)	
(注2) 航空機 グライダーおよび飛行船を除きます。	
(注3) 操縦 職務として操縦する場合を除きます。	
(注4) 超軽量動力機 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。	

(2) 重大な事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 他の保険契約等との重複により、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、ご契約と同時に払込みください。

6. 失効について

ご契約後に被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。この場合においては、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

- ・解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
- ・解約返れい金を返還させていただく場合は保険料から経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

8. 最低保険料について

- ・このご契約の最低保険料は1,000円となります。
- ・保険契約が失効となる場合、または保険契約を解約される場合は、払込みいただいた保険料が1,000円未満となるような返還はいたしません。
- ・旅行変更費用補償特約をセットした契約(出国中止費用対象外特約をセットした契約を除きます。)において、出国前に保険契約を解約される場合の最低保険料は、旅行変更費用補償特約の保険料または1,000円のいずれか高い金額とします。

9. 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>(平成22年12月現在)

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(注) 個人包括賠償責任保険(CPL保険)については、保険契約者が個人・小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)-マンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】 平日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上ライン」

0120-365-240 (無料・日本語受付)

海外からは 81-3-3497-0915 へ
コレクトコールでおかけください。

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】 平日 9:15～17:00

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1. ご契約内容確認事項(意向確認事項)

この「ご契約内容確認事項」は、お申し込みいただく保険契約がお客さまのご希望にそった内容であることを確認させていただくために必要な事項です。また、お申し込みいただく上で特に重要な項目について**保険申込書**に正しくご記入いただいていることを確認させていただくための事項にも該当します。お手数ですが、以下についてもれなくご確認いただけますようお願い申し上げます。

(1)「重要事項のご説明」、「パンフレット」、「保険申込書」等をご確認いただき、「今回お申し込みの保険契約」が次の点で、お客さまのご希望にそった内容となっていることをご確認いただけますようお願いいたします。

万一、ご希望と異なる内容になっている場合は、必ず当社または取扱代理店までご連絡いただけますようお願いいたします。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約については、ご契約の要否をご確認ください。

- ①保険の種類、補償内容・セットしている特約 ②保険金額
③保険期間 ④保険料の額・保険料払込方法、配当金の有無

(2) 次の項目について保険申込書の記載が正しく行われているかどうかをご確認いただけますようお願いいたします。

万一、正しく行われていない場合は、必ず当社または取扱代理店までご連絡いただけますようお願いいたします。

⇒ 次の項目は保険料を正しく算出したり、**保険金**を適切にお支払いするために正確な記載が必要な項目です。

- ①被保険者が「旅行行程」中に従事する職業・職務欄 ②被保険者の「生年月日」・「性別」欄
③被保険者が現在病気にかかっているか・いないかの回答 ④「他の保険契約等」・「保険金請求歴」欄

また、現在のご契約*がある場合には、上記(2)①②の項目で疑問に感じた点または再確認したい点がないかをご確認ください(ある場合は必ず取扱代理店までご連絡をお願いいたします)。

*当社にてご契約いただいた海外旅行保険契約で、今回、保険契約をお申し込みされるにあたり、保険期間が終了する契約をいいます。

2. ご契約時にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと~

- (1) 保険料領収証の発行
保険料を払込みいただけますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- (2) 共同保険
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- (3) 取扱代理店の権限
取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- (4) ご契約条件について
被保険者のご年齢等によりセットできない特約がありますのであらかじめご了承ください。
- (5) 特約の補償重複
賠償責任危険補償特約など次表の補償のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。
<補償が重複する可能性のある主なご契約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	海外旅行保険 賠償責任危険補償特約	他の海外旅行保険 賠償責任危険補償特約
②	海外旅行保険 事業主費用補償特約	他の海外旅行保険 事業主費用補償特約

- (6) 契約内容登録制度について
お客さまのご契約内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

○契約内容登録制度のあらまし
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金およびこれらの保険金と同様の内容を有する保険金をお支払いする保険契約をお引受けした場合、損害保険会社からの連絡により、(社)日本損害保険協会に保険契約に関する事項が登録されます。各損害保険会社は、この後、その保険契約について保険金額の増額等の契約内容変更手続きが行われた場合または同じ被保険者について新たな保険契約を締結した場合もしくはその死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金等の請求があった場合、登録内容を契約の存続またはこれらの保険金のお支払いの参考とさせていただきます。各損害保険会社は本制度により知り得た内容を保険契約の存続およびこれらの保険金のお支払いの参考とする以外に用いることはありません。また、(社)日本損害保険協会および各損害保険会社は、本制度により知り得た内容を他に公開いたしません(ただし、犯罪捜査等にあたる公的機関からの要請を受けた場合のその公的機関への開示を除きます。)。登録内容については当社または(社)日本損害保険協会に照会することができます。なお、照会できる方は、**保険契約者**または被保険者に限るとともに、照会できる内容はそのご本人に関する情報のみとなります。

3. ご契約後にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと~

- (1) 保険証券の保管・確認
お届けする保険証券は内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- (2) その他の注意事項
次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
・著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

4. 事故が起こった場合の手続

- (1) 事故が起こったときの当社へのご連絡等
事故が起こったときは、三井住友海上ライン、取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、事故が起こった日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
(注)個人包括賠償責任保険(CPL保険)には、30日以内を適用しません。
■賠償責任危険補償特約、留学生賠償責任危険補償特約、家族総合賠償責任危険補償特約、被害者治療費用補償特約、自動車運転者損害賠償責任危険補償特約、個人包括賠償責任保険普通保険約款、被害者治療費用補償特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に当社へご相談ください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次表の●を付している書類のうち、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。

- ※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。
- ※2 事故の内容、損害額、傷害の程度に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類		補償種類			
	書類の例	ケガに関する補償	病気に関する補償	相手への賠償	その他の補償(注)
(1) 当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書	●	●	●	●
(2) 当社が保険金の支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類	当社所定の同意書(医師や公的機関に照会し説明を求めることについての同意を含みます。)、事故原因・損害状況に関する写真・修理業者からの報告書 等	●	●	●	●
(3) 被保険者またはその代理人(親権者、代理請求人、相続人等)の保険金請求であることを確認するための書類	住民票、健康保険証(写)、戸籍謄本、戸籍抄本、委任状、印鑑証明書、商業登記簿謄本、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 等	●	●	●	●
(4) 診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類	当社所定の診断書、診療状況申告書、入院(・通院)状況申告書、診療報酬明細書、治療費の領収書、診療明細書 等	●	●	—	—
(5) 公の機関(やむを得ない場合には第三者)等の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関、交通機関、医療機関、施設者、勤務先等の事故証明書 等	●	—	—	●
(6) 死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本、除籍謄本 等	●	●	—	—
(7) 後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類	当社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類 等	●	—	—	—
(8) 損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者等を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物破損(破損財物の使用不能による間接損害を含む)の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、治療費の領収書、休業損害証明書、源泉徴収票、戸籍謄本 等 修理見積書・領収書、取得時の領収書、建物登記簿謄本、賃貸借契約書、決算書類、事故前後の売上計画・実績 等 示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書、争訟費用等に関する領収書の明細 等	—	—	●	—
(9) その他必要に応じて当社が求める書類 ①出国や入国の日付を確認する書類 ②救済者の代理人を指定することを証明する書類 ③保険の対象の価額を確認する書類	旅券(パスポート)の写し 等 救済者代理人指定書 取得時の領収書 等	●	●	●	●

(注) 携行品に関する補償、航空機寄託手荷物遅延等費用に関する補償、弁護士費用等に関する補償、テロ等対応費用に関する補償、ペット預入延長費用に関する補償などをいいます。

■ 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいらない場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

- (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者」
② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等内の親族」

■ 当社は、保険金請求に必要な書類(注1)のご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いします(注3)。

- (注1) 保険金請求に必要な書類は、「(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (注2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (注3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■ 「海外旅行総合保険サービスガイド」をご活用ください。「海外旅行総合保険サービスガイド」には、保険金のご請求手続きや当社の海外旅行保険に関するサービス等を掲載しております。

5. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランス グループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ① 当社およびMS&ADインシュアランス グループ各社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規制に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

- 契約等の情報交換について
当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について
当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、MS&ADインシュアランス グループ各社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

6. 主な保険金・特約一覧

(1) 海外旅行保険

①ご契約の条件によってお支払いする主な保険金は次のとおりです。★印の特約をセットされた場合のみ補償の対象になります。

なお、ご契約の内容は、海外旅行保険普通保険約款・特約によって定まります。詳細は海外旅行保険普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害死亡保険金支払特約	契約概要のご説明の「1.(2)①保険金をお支払いする主な場合(主な支払事由)と保険金のお支払額」(1～2ページ)をご覧ください。		注意喚起情報のご説明の「4.(1)保険金をお支払いしない主な場合」(4～5ページ)をご覧ください。
傷害後遺障害保険金 ★傷害後遺障害保険金支払特約			
治療・救済費用保険金 ★治療・救済費用補償特約			

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病死亡保険金 ★疾病死亡保険金支払特約	① 責任期間中に病気により死亡された場合 ② 「責任期間中に発病した病気または「責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り、)」により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていたことを要します。 ③ 責任期間中に感染した 所定の感染症 により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を、死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失による病気 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ● 被保険者が被ったケガによる病気 ● 妊娠、出産、早産または流産による病気 ● 歯科疾病 ● 戦争・その他の変乱による病気(テロ行為による病気は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ● ピッケル、アイゼン等登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病^(注) など (注) 所定の保険料を払込みいただくことにより、保険金を全額お支払いすることができます。なお、あらかじめ所定の割増保険料を払込みいただかないと、保険金が削減されることがあります。
賠償責任保険金 ★賠償責任危険補償特約	責任期間中における偶然な事故により、被保険者が他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりなくしたりして、被保険者(被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者等)が法律上の損害賠償責任を負われた場合	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額 ^(*) 、損害防止費用等をお支払いします。 (*1) 判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決までの遅延損害金を含みます。 (注1) 法律上の賠償責任の額 ^(*) は、1回の事故につき、賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。その他の費用については、原則としてお支払限度額の適用はありません。ただし、訴訟費用については、1回の事故につき法律上の賠償責任の額 ^(*) がお支払限度額を超える場合には、取扱いが異なります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者の故意による損害 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打による損害賠償責任 ● 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任。ただし、次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者が滞在する宿泊施設の客室^(※1) ・ 被保険者が滞在する居住施設内の部屋^(※2)(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。) ・ 保険契約者または被保険者が賃貸業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品 ● 被保険者と同居する親族^(※3)や旅行行程を同じくする親族^(※3)に対する損害賠償責任 ● 航空機、船舶^(※4)、車両^(※5)、銃器^(※6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争・その他の変乱による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 汚染物質の排出、流出、溢(いつ)出・漏出による損害賠償責任 など (※1) 「客室」とは、客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。 (※2) 「部屋」とは、部屋内の動産を含みます。 (※3) 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。 (※4) 「船舶」とは、原動力が専ら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。 (※5) 「車両」とは、原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびリジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。 (※6) 「銃器」とは、空気銃を除きます。

<p>携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約</p>	<p>責任期間中に盗難・破損・火災などの偶然な事故により、被保険者の携行品^(*)に損害が生じた場合</p> <p>(*) 被保険者が被保険者の住宅(敷地を含みます。集合住宅においては居住している戸室内をいいます。)外において携行する被保険者の身の回り品(カメラ、衣類、定期券を除く乗車券等、旅券など)をいいます(被保険者の足元に置いた手荷物など身体周辺において管理しているもの、施錠されたホテルの自室保管の荷物など排他的に管理しているもの、やむを得ず航空会社・旅行者に寄託したものを含み、別送品を除きます。)</p> <p>(注1) 補償の対象となる携行品には、被保険者所有の物のほか、旅行行程開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた物を含みます。</p> <p>(注2) 次のものは補償の対象とはなりません。 通貨、小切手、株券、有価証券、印紙、切手、定期券、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、自動車等以外の運転免許証、稿本(本などの原稿)、設計書、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車等、別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のその運動等のための用具、ウインドサーフィン・サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等、データ、ソフトウェア・プログラム、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物 など</p>	<p>被害物の損害額^(*)をお支払いします。お支払いする保険金は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします(ただし、携行品損害保険金額が30万円(盗難等限度額)を超えるご契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、保険期間を通じ30万円がお支払いの限度となります。)</p> <p>(*) 被害物の修理費または時価のいずれか低い方をい、運転免許証については再発給手数料を、乗車券等についてはその経路・等級の範囲内で被保険者が事故の後に支出した費用等を、旅券については再取得費用(現地で負担された場合に限り。交通費、宿泊費を含みます。)をいいます。ただし、損害額は、1回の事故につき下表の金額を限度とします。</p> <table border="1" data-bbox="920 392 1424 475"> <tr> <td>下記以外(1個、1組または1対のものについて)</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>乗車券等</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>旅券</td> <td>5万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。</p> <p>(注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	下記以外(1個、1組または1対のものについて)	10万円	乗車券等	5万円	旅券	5万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意または重大な過失による損害 ● 無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用して自動車等を運転している間の損害 ● 被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品 ● 保険の対象^(注)の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ● 保険の対象^(注)の汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ● 偶然な外来の事故に起因しない保険の対象^(注)の電気的事故・機械的事故による損害(故障等)。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ● 保険の対象^(注)である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象^(注)に生じた損害を除きます。 ● 保険の対象^(注)の置き忘れ、紛失による損害 ● 戦争・その他の変乱による損害(テロ行為による損害は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故による損害 ● 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害(火災消防・避難に必要な処置としてなされた場合、施錠された手荷物が空港等での安全確認検査等でその錠を壊された場合を除きます。) など <p>(注)「携行品損害補償特約」により補償される「携行品」をいいます。</p>
下記以外(1個、1組または1対のものについて)	10万円								
乗車券等	5万円								
旅券	5万円								
<p>寄託手荷物遅延等費用保険金 ★航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約</p>	<p>被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機^(*)の到着後6時間以内に、予定していた目的地に運搬されなかった場合</p> <p>(*) 被保険者が乗客として搭乗する航空機に限ります。</p>	<p>1回の事故につき10万円を限度として、被保険者が目的地にて負担した次のものを購入またはレンタルした費用をお支払いします。ただし、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入・レンタルしたことによる費用を除きます。</p> <p>ア. 衣類(下着、寝間着等の必要不可欠なもの)</p> <p>イ. 生活必需品(洗面用具、かみそり、くし等)</p> <p>ウ. 身の回り品(購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、ア、イ以外にやむを得ず必要となったもの)</p> <p>(注1) ア、イについては、寄託手荷物の中に含まれていたものを購入・レンタルされた場合に限り。</p> <p>(注2) ア～ウには、他人への謝金および礼金は含みません。</p> <p>(注3) 保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の原因により生じた費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意、重大な過失または法令違反 ・ 地震・噴火またはこれらを原因とする津波 ・ 戦争・その他の変乱(テロ行為による費用は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。) ・ 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故 など 						

<p>出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金 乗継遅延費用保険金 ★航空機遅延費用等補償特約</p>	<p>① 出発遅延費用等 被保険者が搭乗する予定だった航空機の出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備(ダブルブッキング等)による搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻(着陸地変更の場合には着陸した時刻)から6時間以内に代替機(着陸地変更の場合には搭乗した航空機を含みます。)を利用できない場合</p> <p>② 乗継遅延費用 被保険者の搭乗した航空機の遅延(*)によって、乗継地から出発する搭乗予定だった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合</p> <p>(*) 被保険者が搭乗予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への到着が遅延した場合を含みます。</p>	<p>1回の左記①の出発遅延、欠航、運休、搭乗不能、着陸地変更または1回の左記②の遅延につき、2万円を限度として、被保険者が支出した次の費用(*)をお支払いします。</p> <p>ア. 宿泊施設の客室料 イ. 食事代 ウ. 宿泊施設への移動に要するタクシー代等の交通費(左記①についてはその航空機の代替となる他の交通手段を利用された場合の費用を含みます。)</p> <p>エ. 国際電話料等通信費 オ. 目的地における旅行サービスの取消料等</p> <p>(*) 左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。なお、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当とします。</p> <p>(注1) 上記ア～オについては、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したものに限り、かつ、お支払いします。</p> <p>(注2) 保険金は原則として日本国内にて円貨でお支払いしますので、事故証明書および損害額を証明する書類をお持ち帰りください。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>	<p>● 次の原因により生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取る方の故意、重大な過失または法令違反 ・ 地震・噴火またはこれらを原因とする津波 ・ 戦争・その他の変乱(テロ行為による費用は、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。) ・ 核燃料物質等の放射性・爆発性等の事故 など
--	---	--	---

補償対象外となる運動

<p>山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動</p> <p>(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)</p> <p>(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。</p> <p>(注3) 職務として操縦する場合を除きます。</p> <p>(注4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。</p>

② 保険金支払方法を変更する特約等(主なもの)がセットされる場合のお取扱いは次のとおりとなります。

詳細は海外旅行保険普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

<p>一時帰国中補償特約</p>	<p>保険期間の途中で、被保険者が一時的に帰国する場合には、帰国当日および次に掲げる期間も旅行行程中とみなしてこの保険契約にもとづく保険金(傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、治療・救済費用保険金、疾病死亡保険金、賠償責任保険金)をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者が外国為替法及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間 ・ 被保険者が外国為替法及び外国貿易法に規定する非居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して90日間
<p>企業等の災害補償規定等特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記①から③の書類のいずれかが提出された場合、提出された書類で証明された額(提出書類が①の場合は、災害補償規定等に規定された遺族補償額)を限度に、死亡保険金受取人(企業等)に死亡保険金をお支払いします。ただし、災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して既に保険金が支払われているときは、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を差し引いた残額を限度とします。 ① 災害補償規定等の受給者(以下「受給者」といいます。)が保険金の請求内容について了知していることを証する書類 ② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類 ③ 企業等が受給者に支払ったことを証する書類 ・ また、上記①から③の書類が提出できない場合には、災害補償規定等に規定された遺族補償額を限度に、被保険者の法定相続人に死亡保険金をお支払いします。ただし、災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して既に保険金が支払われているときは、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を差し引いた残額を限度とします。 ・ お支払いする死亡保険金の額が死亡保険金額を下回る場合は、その差額に対する保険料を返還します。

(2) 個人包括賠償責任保険

①ご契約の条件によってお支払いする主な保険金は次のとおりです。

なお、ご契約の内容は、個人包括賠償責任保険普通保険約款・特約によって定まります。詳細は個人包括賠償責任保険普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

個人包括賠償責任保険金(CPL保険)	保険金をお支払いする場合	この保険は、日本国内外において、次のいずれかに該当する事故による他人の 人身障害 または 財物損壊 について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。 ○住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者の日常生活 ^(注) に起因する偶然な事故	
	保険金のお支払額	ただし、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が、《 第一次保険 で保険金支払の対象となる額》または《 保険証券の自己負担限度額欄に記載された金額 》のいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額のみを保険金としてお支払いします。	
		①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
		②権利保全行使用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
		③協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
		④争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
		上記については、それぞれの規定により計算した損害の額が《 第一次保険 で保険金支払の対象となる額》または《 保険証券の自己負担限度額欄に記載された金額 》のいずれか高い額を超過する場合にその超過額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、事前に当社の同意が必要となりますので、必ずお問い合わせください。自己負担限度額の適用については次表のとおりとなります。 【自己負担限度額】	
		自動車事故について	
	レンタカー運転中の場合	事故発生地域において法律等で要求されている最低保険金額 ^(注) (注) 通常レンタカー会社はこの最低保険金額以上の金額で保険手配を行っていますが、レンタルを受けられる前にこの点を必ずご確認ください。もし保険金額が不十分な場合は、オプションで増額されるか、レンタカー会社をご変更ください。	
	レンタカー運転中以外の場合	以下3つのうち、いずれか最も高い額 ①事故発生地域において法律等で要求されている最低保険金額 ②米国・カナダ 対人1名 US\$100,000- 1事故 US\$300,000- 対物1事故 US\$25,000- ③その他地域(日本を除く) 対人・対物とも1事故 US\$50,000-	
		*現地で自動車を購入された場合には、必ず上記以上の金額で自動車保険をご契約ください。レンタカー以外の自動車を借りて運転される場合は、お客さまが運転された場合でも適用できる自動車保険が上記以上の金額で手配されているかどうかご確認ください。	
		自動車事故を除く日常生活の中の事故について	
		1事故につき5万円。ただし、第一次保険で対象となる事故の場合は第一次保険の 免責金額	
		被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。	
	保険金をお支払いしない主な場合	●保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任 ●戦争、暴動、天災(地震、噴火、洪水、津波等)等によって生じた賠償責任 ●被保険者と住居および生計を共にする親族に対する賠償責任 ●他人から借りたり預かっていたりする物 ^(*) に対する賠償責任 (*) 被保険者が使用するホテルの客室(客室内の動産を含みます。)の損壊により損害賠償責任を負担することによって被る損害については、保険金をお支払いします。また 記名被保険者 が居住のために借用する戸室については、火災、 破裂または爆発 による損害賠償責任を負担することによって被る損害についてのみ、保険金をお支払いします。 ●被保険者が所有、賃借、使用または管理する飛行機または船舶 ^(*) により生じる賠償責任 (* 原動力が専ら人力であるものを除きます。 ●被保険者の業務に起因する賠償責任 ●罰金、違約金または懲罰的賠償金 ●労働災害、失業補償に関する法律等により負担する賠償責任 等	
被害者治療費補償特約	保険金をお支払いする場合	日本国外において被保険者が下記の事故により他人に 身体障害 を与えたことにより被害者が医師の治療を受けた場合、その治療費を被保険者が支払うことにより被る損害に対して、被保険者の損害賠償責任の有無にかかわらず保険金をお支払いします。ただし、被害者1名につき20万円を限度とします。	
	保険金のお支払額	○住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者の日常生活 ^(注) に起因する偶然な事故 ○家事使用人が被保険者のために行う業務 ^(注) に起因する偶然な事故	
	保険金をお支払いしない主な場合	●被害者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為によって生じた損害 ●家事使用人の身体障害に対する損害 ●被害者の心神喪失に起因して生じた損害 ●被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因して生じた損害 ●被保険者の所有、賃借、使用または管理する自動車により生じた事故 等	

(注) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

◆ 次の特約が自動的にセットされます。 ●個人包括追加特約 ●支払通貨および為替交換比率に関する特約

②保険金支払方法を変更する特約等(主なもの)がセットされる場合のお取扱いは次のとおりとなります。

詳細は個人包括賠償責任保険普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1	自動車危険対象外特約	被保険者が所有、賃借、使用または管理する自動車により生じた損害賠償責任については保険金をお支払いしません。
---	------------	---

用語のご説明

用語	説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
1回の病気	合併症および続発症を含みます。
解約返れい金・失効返れい金	ご契約の解約・失効時に、保険会社から保険契約者にお返しする返還保険料をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
(記名)被保険者	保険証券に記載された被保険者をいいます。
緊急歯科治療	痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急処置、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。
顎(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
ケガ	「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」等を含みます。「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(注) を含みます。 (注)中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 <急激・偶然・外来の事故例> ・海外で、マリンスポーツをしている最中に誤って骨折した。 ・寺院を観光中、階段から転落して打撲した。
現地	事故発生地、被保険者の収容地または勤務地をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的 he 覚的所見のないものを除きます。
告知義務	保険契約の締結に際し、当社が重要な事項として質問した事項にご回答いただく義務をいいます。
財物損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、商業権その他これらに類する権利を含まず、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
酒酔い運転	アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転することをいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
住宅	記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
宿泊施設	ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
所定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。(平成23年1月現在)
人身障害	傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいい、不当な身体の拘束による自由の侵害および名誉損ならびに口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損およびプライバシーの侵害を含みます。
身体障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

用語	説明
親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
責任期間	保険期間中であかつ旅行行程中(保険証券記載の海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
第一次保険	個人包括賠償責任保険(CPL保険)で支払われるべき人身障害または財物損壊の全部または一部について、保険金が支払われる他の保険契約をいい、保険証券の第一次保険欄に記載されたものをいいます。この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
他の保険契約等	
通知義務	保険契約の締結後に、当社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の届出を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。 ※ただし、代理請求人制度の配偶者には、内縁関係を含みません。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。
被保険者	補償の対象となる者または補償を受ける者をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	この保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険申込書	当社に保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、付属する明細書等の書類がある場合にはこれらの書類を含みます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。